

生活困窮者自立支援法に基づく支援のご案内です。

仕事・住まいや生活のことで困っていませんか？
一人で悩まず、まずはご相談ください。

仕事が
なかなか
見つからない、
続かない

相談を
できる
人がいない

生活の
立て直しを
図りたい

社会に
出るのが
怖い

働きたいけど
どうしたらよいか
わからない

家賃を
払えない
住まいのことで
困っている

生活に
困っている

家族の
ことで
悩んでいる



ご家族からのご相談
も受け付けています。

無料相談

仕事探しが上手くいかない
家賃が払えないなど、
まずはお困り事をお聞かせください。
専任の相談員と一緒に考え、
解決へのお手伝いをします。

※生活保護を受給されている方は対象となりません。

(問合せ先)



京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室 自立支援担当

電話 075-222-3388 (直通) FAX 075-256-4652

時間 8:45~12:00 13:00~17:00

(月~金 ただし、年末年始・祝日除く)

メール chiikifukushi@city.kyoto.lg.jp

※メールをいただく時間によっては、お返事が翌受付開始時間以降になる場合があります。
※可能な限り、名前や電話番号をお知らせください。基本的にお電話にてお返事いたします。
※右側の二次元コード(相談フォーム)からもお問い合わせ・ご相談いただけます。



就労 家計 住まい 子どもの学習等をサポートします。

仕事や住まい、生活に困っていらっしゃる方、まずはご相談ください。
相談窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専任の担当者が
あなたに寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

自立相談支援～あなただけの支援プランを作成します～

あなたからの相談を受けて、どのような支援が必要かをあなたと一緒に考え、
具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。
手続きの同行支援や以下にお示しする支援ツールを活用した、社会参加から
就労までの取組により、安定した生活の実現を目指します。



就労支援

就労支援の専門家による支援の提供

区役所・支所「福祉・就労支援コーナー」の就職支援ナビゲーターや、求人の開拓とセットになったキャリアカウンセラーが、あなたの就職活動を支援します。



家計改善支援

家計の立て直しのお手伝い

専門の家計改善支援員（ファイナンシャルプランナー等）が、現在の家計を見える化をお手伝いするとともに、お一人お一人に応じた改善プランを作成し、家計の立て直しを支援します。

（問合せ：東京リーガルマインド 075-354-9085）



就労準備支援

社会、就労への第一歩

「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に一定期間、プログラムにそって、就労に向けた基礎能力を養いながら、就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。



住居確保給付金

家賃や転居費用相当額の支給

離職、自営業の廃止、やむを得ない休業等により経済的に困窮した方を対象に、次の①又は②を支給するとともに、必要な支援を行います（要件、基準額や上限額あり）。

- ① 求職活動に必要なとなる住居の家賃相当額
- ② 家計の改善に必要なとなる転居費用相当額

（問合せ：東京リーガルマインド 075-354-9085）

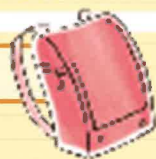


子どもの学習支援

子どもの明るい未来をサポート

市内各所で定期的に学習会を開催しています。ボランティアの学生等による学習支援だけでなく、学生等との交流により、安心して過ごせる居場所づくりにも取り組んでいます。お一人お一人の課題に合わせた学習の場を提供します。

（問合せ：京都市ユースサービス協会075-213-3681）



居住支援（一時生活支援）

一時的な宿泊場所等の提供

住居を喪失した方を対象に、京都市が借り上げている宿泊施設において、一時的な宿泊のサービス（食事・入浴を含む）を提供しています。

利用を希望される方は、各区役所・支所保健福祉センターにご相談ください。



<相談から支援までの流れ（相談無料・秘密厳守）>

①
まずは問合せ
先へTELを

専任の相談員が
対応します。
まずは、困りごと
をご相談ください。

②
生活の状況
を見つめる

相談員と直接面
談し、生活の状況
と課題を話し合
います。相談員が
お近くまで伺
います。

③
あなただけの
支援プランを

あなたの意思を
尊重し、自立に
向けた目標や支
援プランを一緒
に作ります。

④
支援の開始

支援プランに基づ
いて、関係する専
門機関による各種
支援が開始されま
す。

⑤
定期的な
モニタリング

相談員があなたの
状態や支援の
状況を定期的に
確認し、助言や
プランの調整を
行います。

⑥
安定した
生活へ

安定した生活を
維持できている
か、支援終了後
も相談員が一定
期間フォロー
アップします。